

業務委託契約書(案)

群馬県立群馬産業技術センター(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、東毛産業技術センター清掃及び環境衛生管理業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(履行場所)

第2条 この契約の履行場所は、次の施設とする。
東毛産業技術センター 太田市吉沢町1058-5

(委託期間)

第3条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇〇円)とし、内訳は別表「支払計画表」のとおりとする。

(実績報告及び支払)

第5条 乙は、毎月15日までに前月に実施した本件業務に関する報告書を甲に提出するものとする。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。
2 乙は、各四半期経過後に別表「支払計画表」に記載された委託料請求書を甲に提出するものとする。
3 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(本件業務の処理方法)

第7条 乙は、本件業務が別に定める仕様書に適合するものであると確認する。

(実施計画)

第8条 乙は、実施計画書等を作成し、この契約締結後速やかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

(従事者)

第9条 乙は、本件業務を行うに当たり、本件業務に直接従事させる者(以下「従事者」という。)の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があったときも、同様とする。
2 甲は、従事者のうち、本件業務に従事させることが不相当と認める者がいるときは、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。
3 乙は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、速やかに交替者を選任し、甲に連絡しなければならない。

(責任者の選任)

第10条 乙は、従事者を指揮監督するため、責任者を置かなければならない。

(作業用機材の負担区分)

第11条 本件業務の実施に要する機械、機器及び材料は、すべて乙の負担とする。

(光熱水費等の負担区分)

第12条 本件業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。
2 乙は、前項に掲げる経費を最小限にとどめるようにしなければならない。

- 3 甲は、本件業務に必要な倉庫及び物品等を使用させることができる。
- 4 乙は、前項の規定により甲から使用許可された場合、責任をもって管理しなければならない。

(臨機の措置)

- 第13条 甲は、本件業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。
- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。
 - 3 乙は異常事態を発見したとき及びおそれがあるときは、甲にその旨を緊急連絡するとともに、直ちに適切な処置を講じなければならない。

(調査等)

- 第14条 甲は、乙の本件業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

- 第15条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することができない。

(解除等)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。
 - (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。
- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わな

なければならない。

- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第18条 乙が、第16条第2項並びに第17条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第19条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(秘密の保持)

第21条 乙又は乙の業務員は、業務上知り得た甲の秘密又は業務事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約を解除した後においても同様とする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 群馬県前橋市亀里町884-1
群馬県立群馬産業技術センター
所長 ○○○○○○

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○○○○○

支払計画表

	金額 (円)	消費税額 (円)	合計 (円)	請求額 (円)
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				
年額				